

共産党再要望項目一覧

平成27年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
(1) マイナンバー制度	
<p>通知カードが送付されつつあるが、未配達問題も発生している。情報漏えいも懸念され、実施の凍結・廃止を求め、県7事業の追加も中止すること。</p>	<p>マイナンバー制度が国民の信頼を得られる制度として導入できるよう、国において制度の安全性や信頼性の丁寧な周知や広報の実施と、平成29年7月からの情報連携に向けたセキュリティ対策を設計しているところであり、マイナンバー制度の実施・廃止を求めることは考えていない。</p> <p>マイナンバー利用事務に県独自の追加を行うことについては、提出書面の省略など県民の利便性の向上が可能となるものであり、適切な制度活用を検討していきたい。</p>
<p>提出書類等にマイナンバーを記載することになるが、記載がなくても提出書類はうけとること。</p>	<p>マイナンバーの記載は、法令の規定により義務づけられているものであることから、県民に対して丁寧に説明し理解を求めている。</p>
(2) TPP問題への対応	
<p>「基本合意」されたというが、農業関係者への説明は、中国地方で1回しかなかったと聞いており、不十分である。鳥取県あるいは、鳥取県内の単位農協ごと、影響が大きいとされている畜産関係者に、直接説明をするよう求めること。</p>	<p>TPP交渉大筋合意を受けた国説明会は、これまで「畜産」「園芸」など分野毎に計4回中国地方で開催されたところであるが、現時点で鳥取県内では開催されていない。10月15日、具体的な合意内容と国内農林水産業への影響について、国民に対し丁寧に説明するよう国に要望を行ったところであり、県内農業関係者への説明機会を設けることを含め、引き続き必要な対応を国に求めている。</p>
<p>国・県で鳥取県内での影響をきちんと試算すること。</p>	<p>国による影響試算の動向を踏まえ、今後、県としても県内農林水産業への影響を精査していく。</p>
(3) 中国電力島根原発の安全対策費用について	
<p>島根原発の安全対策費用は莫大であり、自治体負担が重いことは理解する。しかし自治体が一企業である中国電力から直接資金を受ければ、中国電力に物が言えない事態にもなりかねない。なぜ国の対策が待てないのか、理由を明らかにすること。</p>	<p>国には度重ねて要望を行っているが、具体的な進展が見えない。本来、原子力防災対策は鳥取県民の負担で行うべきことではなく、現状においては、寄付金を活用するべきと考えている。</p> <p>中国電力に対しては、必要な申し入れを行っていくスタンスは今後も変わらない。</p>
(4) 生活保護冬季加算	
<p>11月分から削減されているが、県独自の上乗せし、減額にならないようにすること。</p>	<p>冬季加算については、国が責任をもって設定するものであり、県が上乗せして支給する考えはない。</p>
(5) 淀江産廃処分場問題	
<p>建設予定地は、西部広域の一般廃棄物処理施設の第3期計画地であること、また旧淀江町と地権者が一般廃棄物処理以外には使用しない協定（以下「協定」）があること、これらを鳥取県は知らなかったとしている。しかし、双方に関係してきた環</p>	<p>産業廃棄物管理型最終処分場計画地を、鳥取県西部広域行政管理組合の次期予定地として位置づけた事実はないと、米子市は本年9月の定例市議会で答弁している。</p> <p>また、同市は、環境プラント工業（株）と旧淀江町が締結している開発協定については変更の手続きが必要であり、しかるべき時に手続きを行う旨の認識を示している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>境プラントは当然知っていたはずであり、環境プラントの認識、なぜ鳥取県に言わなかったのかを、明らかにすること。</p>	<p>このように、同市は土地利用等に関して既に公に認識を示していることから、県としては要望にあるような確認等を行う必要はないと考えている。</p>
<p>米子市は「協定」の存在知っていたのになぜ鳥取県に言わなかったのか理由を明らかにすること。</p>	
<p>米子市は知らないといっているとのことだが、西部広域の一般廃棄物処分場に関する協議で第3期計画に関する協議が本当になかったのか、議事録を確認すること。</p>	
<p>(6) 残土処分場問題</p>	
<p>鳥取市長谷の残土処分場の砕石が、有富採石場の砕石と混ぜて利用されているとの声が有る。調査をすること。その際、砕石済みのものは、すでに混合されている可能性があるため、双方の山から、直接、石を採取して調査すること。</p>	<p>残土処分場及び採石場の業者に対し、聞き取り調査を行ったところ、そのような事実は確認できなかった。また、現地で石を採取した調査を行い、有識者の見解によりその事実がないことを確認した。今後も状況を確認しながら、必要な対応をしていきたい。</p>
<p>(7) 子ども子育て新制度・小規模保育事業</p>	
<p>事業者が連携施設について、どのように説明をしているのか実態調査し明らかにすること。3歳児になったときに連携施設に入れなかった場合の責任の所在を明らかにし、保護者への説明をきちんとすること。</p>	<p>小規模保育事業所を卒園した児童の保育所への入所手続きについては、通常の児童が保育所に入所する場合と同様に、各市町村がその責任において、児童の保護者の希望を聴取し、利用調整を行った上で、入所先を決定するものである。</p> <p>なお、各市町村に確認したところ、小規模保育事業所を卒園して保育所に入所する児童については、利用調整において一定の配慮を行うほか、当該児童が連携施設への入所を希望する場合は、優先して入所決定する予定とのことであり、また、保護者に対しても、各市町村及び施設から、上記の内容について説明をしているとのことである。</p>
<p>(8) 米軍機低空飛行訓練への対応</p>	
<p>島根県のように、鳥取県、若桜町、日南町、八頭町など関係自治体で、対策協議会を設置すること。島根県では対策協議会設置によって、島根県知事の求めに対して、中四国防衛局長をはじめ島根県に招き入れることができた。</p>	<p>島根県の米軍機騒音等対策協議会は、5市町の首長によって設置されているものである。</p> <p>本県では、国への要望の都度申入れを行い、中国四国防衛局とも連絡を取り合うなどの対応をしているところであり、また、米軍機低空飛行訓練の目撃情報がある市町村からの協議会設置等の声はお聞きしておらず、現時点で、県がこのような協議会を設置することは考えていない。</p>